

長崎県農薬安全対策事業実施要綱・同協議会規約

長崎県農薬安全対策事業実施要綱

昭和42年3月22日

(最終改正 平成28年4月1日)

農薬は、病虫害や雑草の防除に不可欠な資材として広く用いられており、農業生産に果たす役割は極めて大なるものがあるが、適正に使用されない場合、人畜、蚕、魚介類、養蜂等有用動植物や周辺的生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある。また、食品中の農薬残留に対する県民の関心は高く、県産農産物の安全性の確保のため農薬の適正使用に万全を期する必要がある。

これらの現状に対処し、農薬安全使用指導の強化徹底を図るため、農作物有害動植物防除実施要綱（昭和47年3月31日付47農政第1233号農林水産事務次官通達）に基づき、農薬安全対策を実施する。

第2 実施方針

- (1) 県は、県の区域内における防除の実施に関する方針（以下「県防除実施方針」という。）を定め、市町長に示すものとする。
- (2) 県防除実施方針は、農薬の適正使用、防除に係る有害動物または有害植物の種類、防除の区域および期間、防除方法等につき定めるものとする。
- (3) 県は、農薬の使用に伴う事故及び危被害の実態や、有害動物または有害植物の発生状況または発生予察情報からみて必要があると認めるときは、県防除実施方針を変更するものとする。
- (4) 県は、県防除実施方針を定め、またはこれを変更しようとするときは県農薬安全対策協議会において意見を聞くものとする。

第3 市町防除実施計画

- (1) 市町長は、県防除実施方針に即し、毎年度、当該市町の区域内における防除の実施に関する計画（以下「市町防除計画」という。）を定め、これを関係農家等に周知徹底させるものとする。
- (2) 市町長は、市町防除実施計画を定めるに当たっては、農薬取締法の規定に基づき農薬の使用の基準等を遵守するものとする。
- (3) 市町長は、農薬の使用に伴う事故及び危被害の実態や、有害動物または有害植物の発生状況または発生予察情報からみて必要があると認めるときは、市町防除実施計画を変更するものとする。
- (4) 市町長は、市町防除実施計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、市町防除協議会において意見を聞くものとする。
- (5) 市町長は、市町防除実施計画並びに農薬の危害防止対策を定め、またはこれを変更したときは、県が別に定めるところにより、遅滞なく、これを病害

虫防除所長を経由して県に報告するものとする。

第4 報 告

- (1) 市町長は、県が別に定めるところにより、毎年度、市町防除実施計画に基づく防除の実施状況、並びに農薬による事故および危被害の実態を病虫害防除所長を経由して県に報告するものとする。

第5 県の指導及び協力

- (1) 県は防除及び農薬安全使用に関し、県関係部課及び病虫害防除所の職員並びに病虫害防除員をして、市町、農薬使用者等に対し、必要な指導及び協力を行なわせるものとする。

- (2) 県は、防除の効果的かつ適切な実施、及び農薬安全使用の確保のため、以下に取り組むものとする。

ア．農薬危害防止運動

イ．県病虫害防除基準・雑草防除基準の作成・配布

ウ．農薬販売店・大口使用者への立入調査・指導

エ．農薬管理指導士認定制度の推進

オ．農作物・周辺環境等における農薬残留調査

カ．農薬の使用に伴う事故及び危被害の実態調査

キ．その他、農薬安全使用推進に必要な事項

第6 農薬安全対策協議会

- (1) 県は、防除及び農薬安全使用に関し適切な措置を行なうため、県関係部課、農業団体、漁業団体、農薬取扱団体およびその関係機関等をもって構成する県農薬安全対策協議会を開催するものとする。

なお、協議会の構成運営については、別に定める県農薬安全対策協議会規約によるものとする。

- (2) 市町は、防除及び農薬安全使用に関し適切な措置を行なうため、既存組織の活用も考慮のうえ、市町関係部局、関係団体、県関係機関、病虫害防除員等をもって構成する市町農薬安全対策協議会を開催するものとする。

長崎県農薬安全対策協議会規約

昭和42年 3月22日

(最終改正 平成27年 5月18日)

(

(名 称)

第1条 この会は、長崎県農薬安全対策協議会(以下「本会」という)と称する。

(目 的)

第2条 この会は、長崎県農薬安全対策事業実施要綱に基づき設置し、農薬の安全対策について協議し、農薬安全使用に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、別表の組織をもって構成する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長、副会長

2 会長は、長崎県農林部長とし、副会長は長崎県福祉保健部長とする。

(役員 の 職 務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あったときは、その職務を代行する。

3 会長、副会長ともに事故あったときは、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代行する。

(協 議 会)

第6条 協議会は会長が召集し、会議の議長は事務局主管課長がこれにあたる。

2 会長は必要に応じ構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

第7条 協議会は、次の事項について検討するものとする。

(1) 農薬危害防止運動

(2) 県病虫害防除基準・雑草防除基準の作成・配布

(3) 農薬販売店・大口使用者への立入調査・指導

(4) 農薬管理指導士認定制度の推進

(5) 農作物・周辺環境等における農薬残留調査

(6) 農薬の使用に伴う事故及び危被害の実態調査

(7) その他、農薬安全使用推進に必要な事項

(事 務 局)

第8条 本会の会務を処理するため、長崎県農林部農業経営課内に事務局をおく。

(そ の 他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が

定めるものとする。

(別表)

構成団体等	
関係団体	長崎県農業協同組合中央会(農業振興部) 全国農業協同組合連合会長崎県本部(生産資材部) 長崎県農業共済組合連合会(事業部) 長崎県農薬販売協同組合 長崎県漁業協同組合連合会(総務指導部)
県	農林部農政課 農林部農業経営課 農林部農産園芸課 農林部畜産課 農林部森林整備室 農林技術開発センター (環境研究部門、農産園芸研究部門、果樹・茶研究部門) 長崎県病虫害防除所 福祉保健部薬務行政室 環境部地域環境課 環境保健研究センター 県民生活部生活衛生課 県民生活部食品安全・消費生活課 水産部漁港漁場課 総合水産試験場(環境養殖技術開発センター)